

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課、男女参画・県民協働課、消防防災安全課、国際交流課
根拠法令等	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）
<p>【改正の概要】</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が公布されたことにより、関係法令の一部が改正され、法律名の改正や条項のずれが生じたことに伴う、関係条例の一部改正</p> <p>① 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正による法律名の改正及び条項ずれに伴う改正</p> <p>(1) 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第47条の2</p> <p>(2) 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表1 51の項</p> <p>○改正箇所</p> <p><u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u></p> <p>② 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正による条項ずれに伴う改正</p> <p>特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第2条第2項第1号</p> <p>○改正箇所</p> <p>住民基本台帳法第30条の9 ⇒ 第30条の7第4項</p> <p>住民基本台帳法第30条の8 ⇒ 第30条の6第4項</p> <p>③ 旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正による条項ずれに伴う改正</p> <p>愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）別表 26の2の項</p> <p>○改正箇所</p> <p>法第8条第3項 ⇒ 法第8条第2項</p>	
施行日	<p>①③公布の日（同日において、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が施行されていない場合にあっては、同法施行の日）</p> <p>②同法附則第1条第10号の政令で定める日</p>
【その他参考事項】	